

令和2年5月27日

学生・保護者 各位

高知医療学院

学院長 宮本 省三

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、修学の継続が困難になっている学生に現金を支給する事業が文部科学省において創設されました。

この給付金の対象となる学生は本学院事務部に申請し、要件を満たすと確認された場合、日本学生支援機構から支給(振込)されることになります。

■対象者

・本学院在 student で、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方
(年齢要件はありません。)

☆すべての要件を満たさない場合でも支給対象者となる場合がありますので、経済的に困窮している学生は必ず申請してください。ただし、採用枠に限りがありますので、申請したからといって必ず採用されるわけではありません。

■支給金額

- ・住民税非課税世帯の学生 20 万円
- ・上記以外 の学生 10 万円

■手続きの方法とスケジュール

5/28～: 自身が要件を満たすか確認する(要件は次ページ以降参照)

随時 : 申請希望者は、本学院事務部まで申し出る

※申請に必要な書類をお渡しします(原則として6/1～の登校時)

6/10 : 書類提出締め切り

※申請者を取りまとめて、本学院より日本学生支援機構にリストを提出します。

(次頁もご確認ください→)

■支給対象者の要件(基準)

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど以下の要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて本校において判断します。

1. 以下の①～⑥を満たす者

- ①家庭からの多額の仕送りを受けていない(※1)
- ②原則として自宅外で生活をしている(※2)
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む(※3))が大幅に減少(前月比(※4)の50%以上減少)している
- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす(※5)
 - 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金の併給が可能なもの)にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

2. 上記1を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

- (※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料を含む)を目安とします。
- (※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあつては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となつており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

■申請を希望する方は、こちらも必ずご確認ください。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）

URL : <https://alpha-net.ac.jp/walpp/wp-content/uploads/2020/05/8b558ce3c6313062d65ca5c06a33b889.pdf>

（参考）文部科学省関連ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

問い合わせ先
高知医療学院 事務部 浜田
電話 088-842-0412